８／６（木）の発表

報道発表資料の配付日時　令和８年（2026年）８月６日（木）15時00分

発表項目 （行事名）	滝川保健所管内における手足口病警報の発令について
概要	滝川保健所管内（※）において、手足口病警報を発令しましたので、お知らせします。 ※　滝川保健所管内・・・ 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
参考	○注意報・警報発令の状況 今年度１回目の警報発令となります。 なお、直近の警報発令は次のとおりです。 ・警　報・・・令和７年10月16日付け発令（令和７年第41週） ○他疾病の注意報・警報の発令状況 ・他疾病において、令和８年７月16日付けで発令した水痘警報は継続中です。

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	（場所）

担当 （連絡先）	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所） （担当者：健康推進課長　　山﨑　由紀子） ＴＥＬ　0125－24－6201　内線　6－490－3－30

手足口病の流行について（警報）

令和８年８月６日（木）15時00分

北海道滝川保健所
電 話：０１２５－２４-６２０１

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和８年第31週（令和８年７月27日～令和８年８月２日）において、滝川保健所管内の定点あたりの手足口病患者報告数が、警報基準である５人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、滝川保健所管内（※）において大きな流行が発生しつつありますので、感染予防に努めるようお願いします。

※滝川保健所管内・・・芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町

記

1　手足口病の予防

治癒後も３～４週間は原因ウイルスが便中に排出され、感染しても発症しない例(不顕性感染)も多いため、感染者との接触を避けることは現実的に困難であり、特別な予防法はありません。手洗いやうがいを励行するとともに、集団生活ではタオルなどの共用は避けましょう。

2　手足口病とは

コクサッキーA16型やエンテロウイルス71型などの伝染性ウイルスに感染して起こる感染症で、飛沫感染や経口感染（糞口）を起こします。発熱と口腔、咽頭粘膜に痛みを伴う水疱ができ、唾液が増え、手・足末端や臀部に水疱が見られるのが特徴です。

水疱は１週間から10日で自然消退しますが、ごくまれに髄膜炎や脳炎を生じることがありますので、持続する発熱や嘔吐、頭痛がある場合は注意が必要です。

3　その他

（１）最近５週間における定点医療機関からの患者報告数（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第27週 (6/29～7/5)	第28週 (7/6～7/12)	第29週 (7/13～7/19)	第30週 (7/20～7/26)	第31週※ (7/27～8/2)
滝川保健所	-(-)	4(2.0)	4(2.0)	4(2.0)	29(14.5)
全　道	67(0.68)	104(1.06)	240(2.42)	398(4.06)	-(-)
全　国	15,845(7.03)	20,662(9.15)	21,078(9.35)	-(-)	-(-)

※第31週の患者報告数は速報値

第30週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる

(URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html)

（２）手足口病警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した手足口病患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

＜手足口病の警報レベル＞

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	5	2